

令和7年度【淀川区】生活困窮者自立相談支援事業 事業報告書

1. 事業の目的

生活困窮者自立相談支援事業（相談支援）は、生活保護に至るおそれのある生活困窮者に対し、早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援することを目的としている。

生活困窮者の早期発見・把握を行い、包括的に相談に応じる窓口として、生活困窮者の抱えている複合的な課題を適切に評価・分析（アセスメント）したうえで、その課題を踏まえた支援計画（以下「プラン」という。）を策定し、支援調整会議を経て、プランに沿って自立に向けた支援を行う。

なお、経済的な問題のみならず、複合的な課題を抱えている方等、生活困窮者を広く受け止めることが必要となるため、関係機関との連絡調整や支援状況の確認等も継続的に行う。

2. 事業主体

本事業を実施するにあたり、社会福祉法人みなと寮と社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会（以下、淀川区社協という。）との共同事業体により事業を実施した。

名称は、「みなと寮・淀川区社協共同体」と称した。

3. 業務内容

（１）谷間の無い包括的な相談支援体制の構築

ア 業務目的

生活困窮者を早期に把握し、包括的に相談に応じる窓口として、生活困窮者が抱える課題を的確に把握する。

相談内容によっては、相談窓口で継続して支援を行う場合や、他制度の窓口等へつなぐ場合があり、複合的な課題を有している場合等継続的に支援を行う場合は、その方の置かれている状況や本人の意思を十分に確認したうえで、プランを策定する。

また、必要な支援を総合調整し、それぞれの支援が始まった後も、それらの効果を評価・確認しながら、本人の自立までを包括的、継続的に支えていく。

イ 業務実績

今年度は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が一層進み、緩やかな回復基調が見られた。一方で、世界的な金融引き締めの影響や地政学的リスクの高まり、円安基調の継続等により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いた。

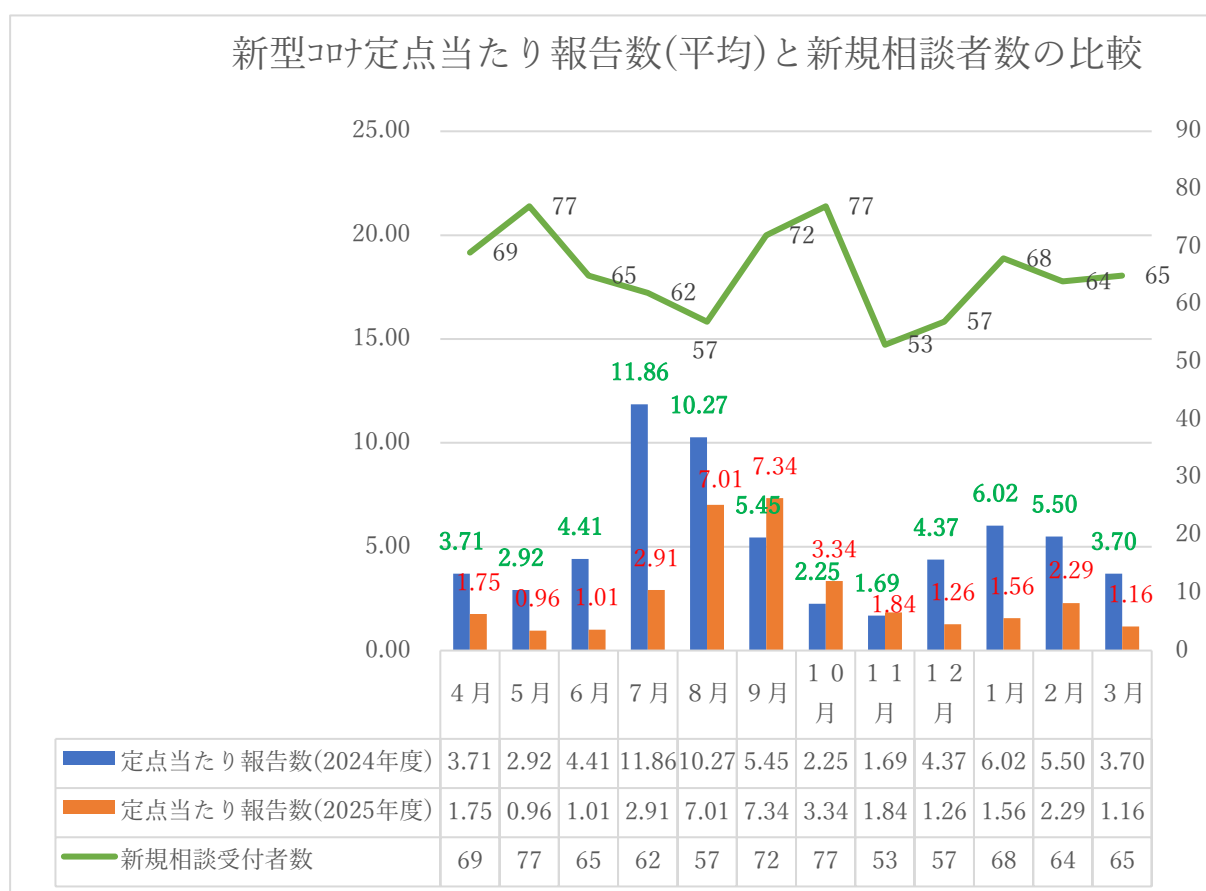
住居確保給付金の申請件数は、昨年度から３割減だった。申請理由は離職に伴うものが大半を占めていた。

住居確保給付金以外の支援としては、就労支援として約３０件、食糧支援と

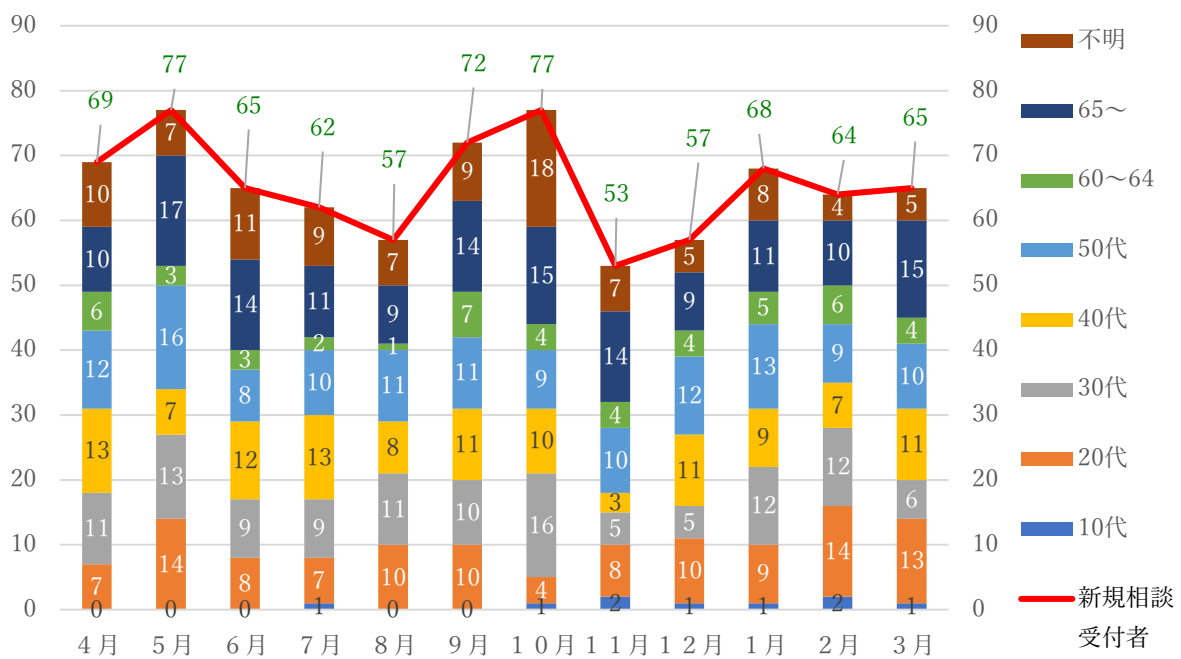
して約160件、生活福祉資金貸付として約30件のプラン作成を行った。それでも生活の改善が果たせず、生活保護基準を下回るような方も多くいて、相談窓口だけでは支援し切れなかった方は、生活保護制度へ繋ぐ等を行った。

複合的な問題を抱える相談者等には、関係機関と連携を図り、淀川区社協や各地区の地域包括支援センターや弁護士や社会保険労務士や居住支援法人等とも積極的にに関わり、深い相談支援をすることができた。

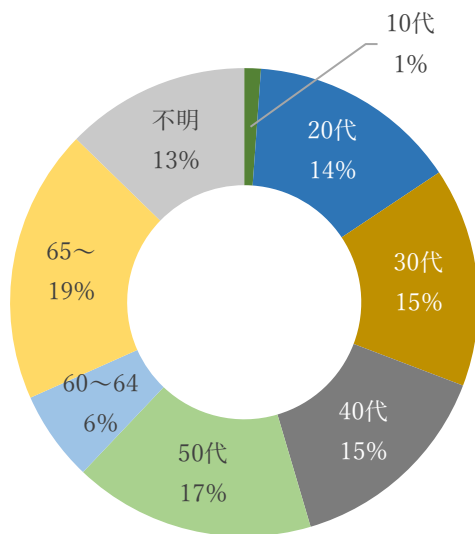
※令和7年度の新型コロナ定点当たり報告数（平均）と新規相談件数（総計786件）、相談対象者の年齢分布、相談対象者の性別比、新規相談受付者数とプラン作成率は、以下のとおりである。



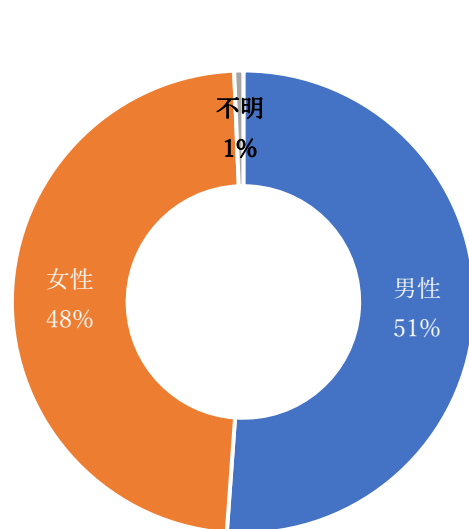
新規相談受付者数及び相談対象者の年齢分布

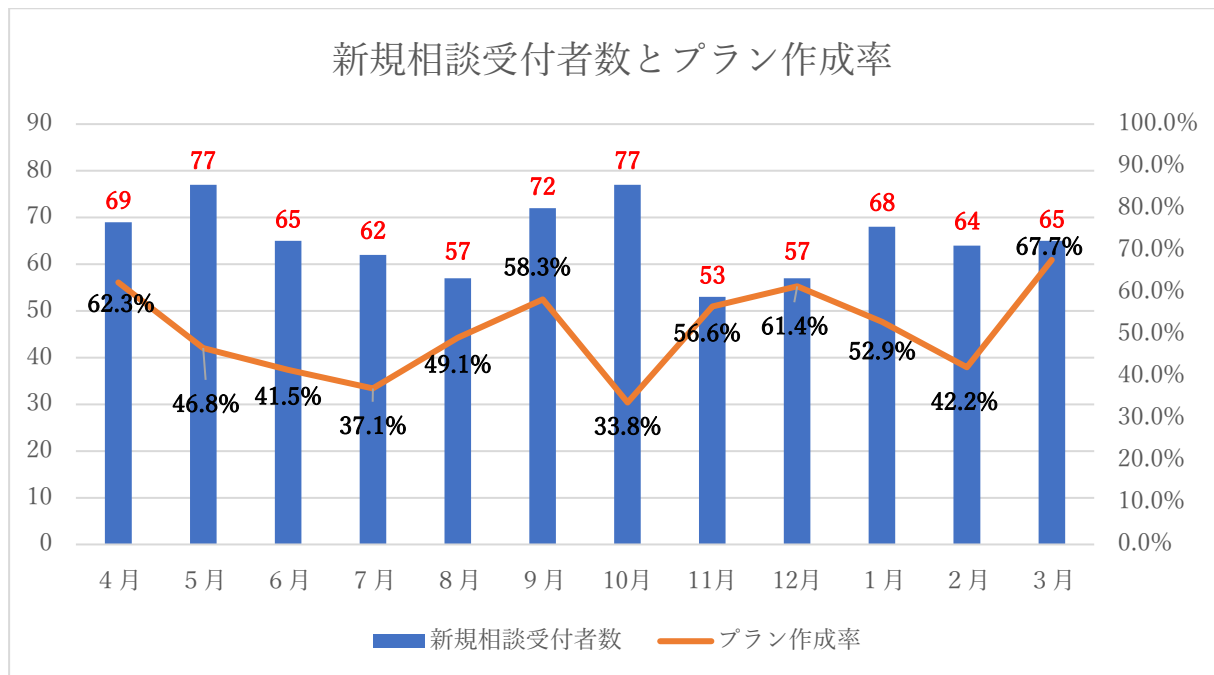


相談対象者の年齢分布



相談対象者の性別比





（２）就労支援

ア 業務目的

相談者の自立支援にあたっては、相談者の主体性を尊重し、就労支援が必要な相談者には、「総合就職サポート事業」、「就労チャレンジ事業」、「就労訓練事業」及び「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用しながら、自立相談支援機関においても必要に応じて連携した支援を行う。

イ 業務実績

「総合就職サポート事業」、「生活保護受給者等就労自立促進事業」への促し等、就労を希望する相談者の状況やニーズをアセスメントしたうえで、適切な支援機関へつなげることを心掛けた。就労後の定着支援は、職場環境に慣れていくことに時間を要することを念頭におき、継続していけるか、本人の気持ちを確認しながら、アドバイス等を行った。

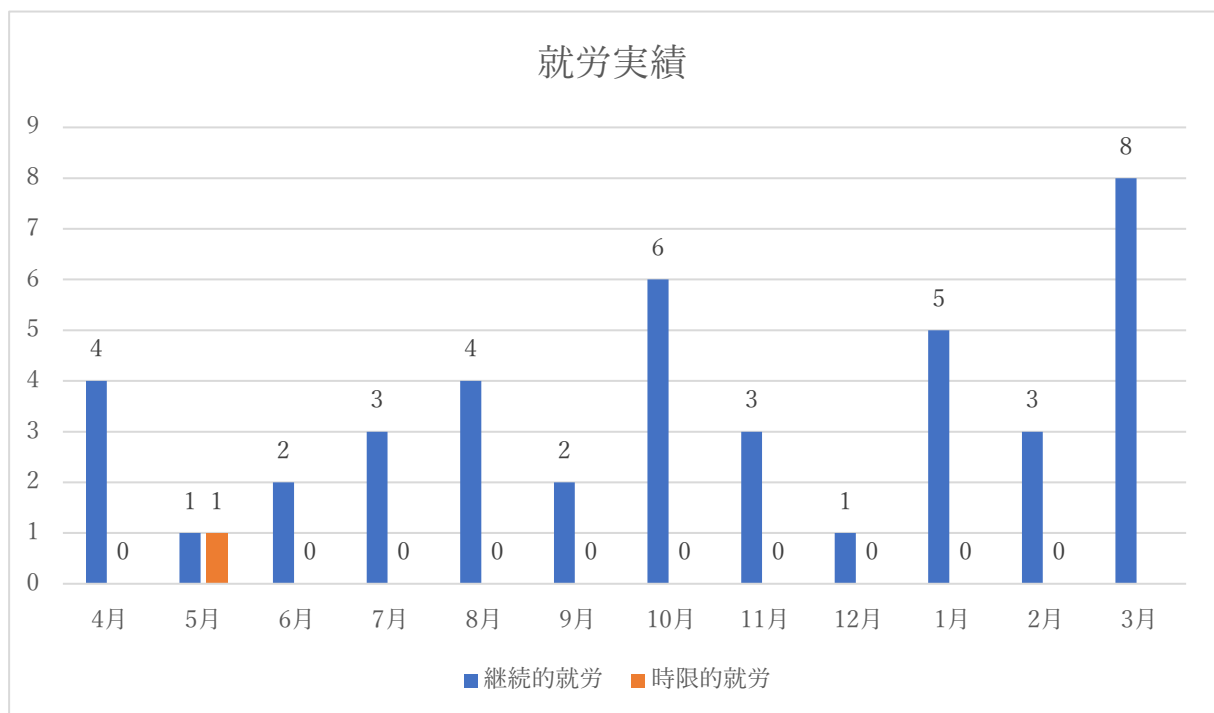
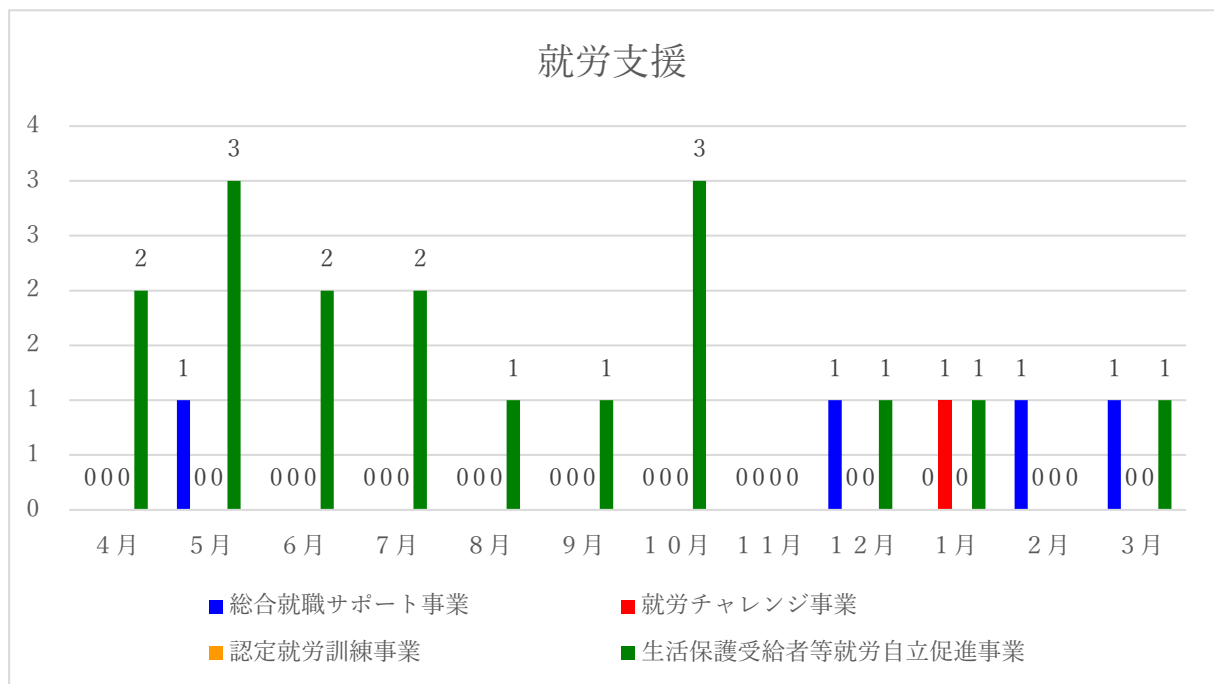
「総合就職サポート事業」については、仕事が続かないケースもあったが、職場に定着し、自立した者もいた。定着支援については、総合就職サポート事業者が中心となって行った。

「就労チャレンジ事業」については、1名が利用開始したものの短期間で終了となってしまった。

「就労訓練事業」については、対象者がなく、今年度は利用することがなかった。

「生活保護受給者等就労自立促進事業」を利用した相談者に対しては、ハローワークへの初回同行支援を行い、ハローワーク支援員とともにケース会議を実施、就労支援方針を決定した。コロナ禍のため就職活動に苦勞する傾向にあったが、就職した方の多くは、職場定着をしていった。

※令和7年度の就労支援開始数と就労実績件数は、以下のとおりである。



(3) 家計改善支援

ア 業務目的

家計の視点からの専門的な相談支援を実施することにより、経済的な問題の背景にある根源的な課題を相談者とともに理解し、そこから見える課題を把握することで家計の再生に向けた具体的な方針を立て、自ら家計管理ができるようになることを支援する。

イ 業務実績

家計改善支援事業は、今年度29件の支援を開始することができた。基本

的に法律相談にて債務整理（自己破産等）を行う方への支援として利用していたが、今年度は家計再建のための支援としての利用も増えていった。

窓口独自で作成した収支表を利用する等して、家計改善点を見出し（収支の見える化）、経済状況改善のための助言を行った。税金滞納者、消費者金融からの借り入れ、日常的なキャッシュカード利用者（取扱手数料負担）も多く、家計の見える化を通じて、今後の支出管理について整理を行った。債務整理が必要な方で、自身で行動できる方に対しては、法テラスの利用を促した。

また、住居確保給付金に転居費用補助が追加されたことによる家計改善支援事業も実施し、これまでのノウハウが活かされたと考えられる。

（４）事業の周知

ア 業務目的

事業内容や制度について、区保健福祉センターと連携して、区民や関係者等への周知に努めること。周知にあたっては、多様な広報媒体の活用も提案すること。

自立相談支援機関が主体となり、地域の関係機関等を対象とした勉強会を開催することで、事業内容や制度の周知に努めるとともに、地域のネットワークづくりに貢献する。

イ 業務実績

主に窓口にリーフレットを設置したり、区のくらしの便利帳に折り込んでもらったり、庁舎内でリーフレットの配布をしたり等区保健福祉センターと連携して、区民や関係者等への事業内容や制度の周知に努める。

（５）関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発

ア 業務目的

複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に把握するために、地域での見守り体制構築や関係機関ネットワークづくりを行うとともに、地域に不足する社会資源の開発を行う。とりわけ、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に関する検討は、区保健福祉センターが主体となるため、区の方針を踏まえて業務にあたること。また、区保健福祉センターが主催する「支援会議」に参画すること。

イ 業務実績

淀川区社協・見守り相談室をはじめ、各地区の地域包括支援センター、介護支援専門員、医療機関等と共同体が連携し、地域密着型の支援体制構築を目指した。各機関からの情報提供や連携により、多くの相談者支援を実施するに至った。現在つながりのある社会資源、新しくつながった社会資源からの相談を通して、各機関との関係性を深めていくことができた。顔の見える関係の構築を意識し、相談者支援の迅速化につなげていくことができた。相談者の社会的孤立状態からの脱却は、それぞれの機関で情報共有、役割分担

をしながら支援を行った。関係機関との連携、支援継続の中で新たな社会資源の開発にもつながった。

各地区の地域包括支援センターが主体となる地域ケア会議、区保健福祉センターが実施主体となる支援会議も実施された。

新たに、区保健福祉センターが実施主体となる総合的な相談支援体制の充実事業における施策横断的な連携強化会議（夢ちゃんワンチーム）が創設され、来年度以降の活動にも参画していくこととなる。

（６）国又は本市の調査・検討への協力

ア 業務目的

生活困窮者自立支援制度の適正実施に資するため、国又は本市が行う実態調査や課題検討に係る調査等に協力すること。

イ 業務実績

依頼のあった各種調査に協力してきました。現場で感じること、実態について、できるだけ現場状況を把握してもらうことを心掛けました。

（７）自立相談支援事業従事者養成研修への受講等

ア 業務目的

国又は大阪府等が行う自立相談支援事業従事者研修等には、可能な限り積極的に参加すること。

区域を越えて相談支援員間で「顔の見える関係」を構築するため、情報交換やケース検討、他都市状況の研究、地域づくりの効果的な取り組みの方法等、制度の推進に資するテーマを設定し、ブロック会議等を実施すること

（概ね４～５回程度開催するものとし、年間最低１回は企画又は講師を勤めるものとする）。

イ 業務実績

リモートによる研修も含め、研修への参加に努めた。研修への参加を通じて事業への理解が深まり、現場業務に反映された。

令和７年６月２７日、１０月２８日、令和８年１月２０日に生活困窮者自立支援事業北ブロック他受託事業者連絡会も実施され、相談状況、取り組み、工夫、苦労している部分等各窓口との情報交換を行った。例年とは違い、家計改善支援事業等の支援に関するプラン作成に関する苦労話は多かったが、家を失った方への支援等の意見交換も行った。ちなみに３月１８日開催の連絡会は、当窓口が幹事として企画に携わり、居住支援法人にも参加してもらい事業説明や意見交換を行った。今回も淀川区社協に場所の提供で関わってもらった。

事業を受託する所属法人内（淀川区、港区、西区）においても、毎月、生活困窮者自立相談支援事業連絡会議を行い、生活困窮者支援事業の理解を深め合ったり、各区の相談員同士で意見交換をしあったりした。

（８）事業の評価の実施

ア 業務目的

体制評価（受注者の本業務に対するバックアップ体制等）、中間評価（事業計画書の実施状況等）、結果評価（国の示すＫＰＩ達成度、支援プランの評価実施における「支援の結果、見られた変化」等）の３つの観点を踏まえ、発注者が別に示す時期、方法により、事業の取り組み状況について自己評価を実施のうえ、PDCAサイクルを意識して常に改善に取り組むよう努めること。

イ 業務実績

窓口業務におけるバックアップ体制は、所属法人から状況に応じて随時、応援職員が派遣される体制を作った。淀川区社協との共同体としての強みを活かし、密に連携しながら、様々な問題に対応していった。

PDCAサイクル実施に際し、国が設定する目安値に対する実績として、新規相談件数目安値２７件に対し、３０件。プラン作成３９７件となった。相談者の伴走的支援を目的として、プラン作成を実施した。

（９）積極的なアウトリーチ支援の実施

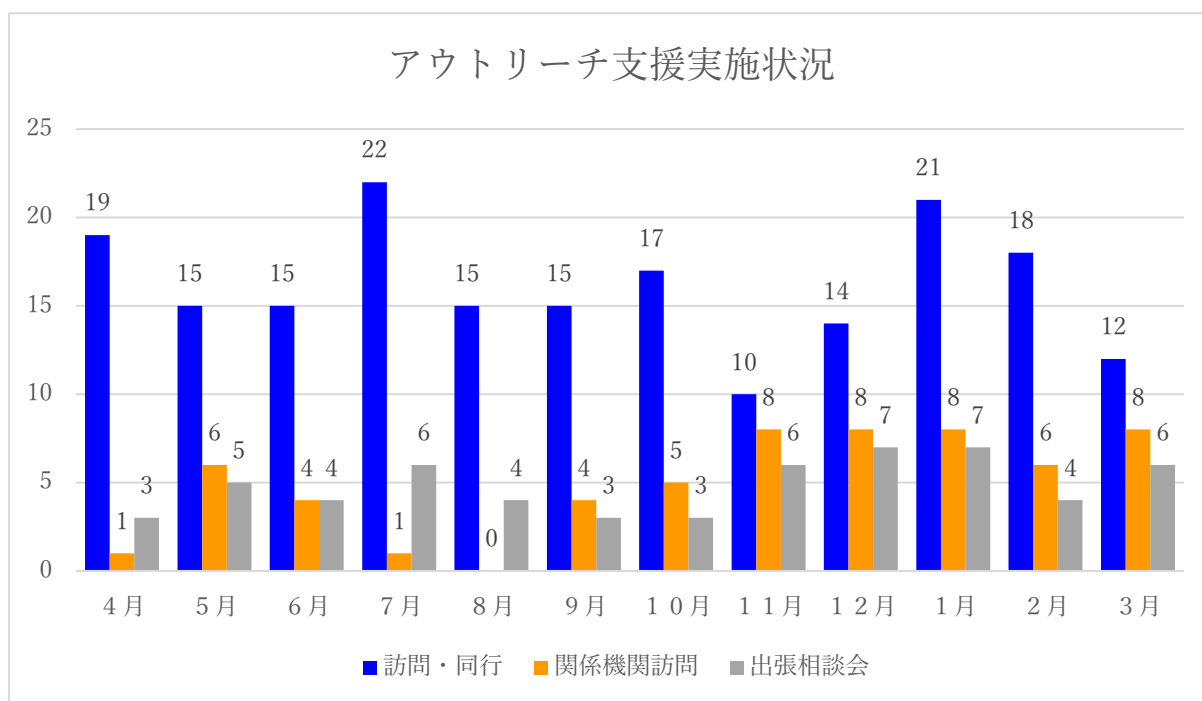
ア 業務目的

「実施場所」に定める場所での窓口相談の運営のほか、相談者等（その家族や知人関係者等も含む）の状況に応じ、１．相談者への家庭訪問や同行訪問、２．相談者等が同行しない関係機関等訪問、３．出張相談会等の開催（「実施場所」以外での相談受付の実施）を積極的に行うこと。

イ 業務実績

家庭訪問や同行訪問は、昨年度より増加した。要因としては、窓口へ来られない人の増加や食糧支援に伴う訪問等が増加したためである。関係機関等への訪問も昨年度より増加した。本則の生活福祉資金の相談件数が増え、淀川区社協とのやり取りが増加したのがその要因である。

※令和７年度のアウトリーチ支援実施状況件数は、以下のとおりである。



4. 配置人員

相談支援機関として、主任相談支援員兼家計改善支援員、相談支援員の2職種で合計4名以上の職員を配置した。相談支援員等の主な役割は以下のとおり。

(1) 主任相談支援員兼家計改善支援員

相談支援員を統括し、関係機関との連絡調整の役割を担う上で、地域福祉をはじめとする社会福祉全般に関して見識を有し、管理者としての任務遂行能力を備える職員を常勤で1名以上配置した。主任相談支援員は、自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメントや他の相談支援員の指導・育成を行うとともに、自らも相談支援を行った。

また、ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業におけるコーディネーター及び総合就職サポート事業へつなぐ場合の窓口の役目を果たし、就労に結びついた後も必要に応じて支援した。

家計相談については、債務に関する法律相談の活用や、各種減免制度の適用等、継続的な関わりの中で家計改善を支援した。

(2) 相談支援員

自立相談支援事業を遂行するうえで、必要な知識及び実績のある職員を常勤換算で3名以上配置した。

相談支援員は、生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理やアウトリーチ（訪問支援等）を行った。

5. 相談窓口の設置

大阪市淀川区役所内 3階 生活自立相談窓口

大阪市淀川区十三東2丁目3-3 電話 06-6195-7851

6. 資料

広報活動用チラシ

せいかつ こま
生活に困ったら
そう だん
まずは相談してください。

こと こま かた
こんな事でお困りの方

し び
日々の
生活が
経済的に
苦しい



はたら
働きたいけ
ど、住居や
生活のことで
困っている



かぞく
家族の
生活や
将来のこと
が心配



はたら
働きたいけれど、
経験や自信が
なくて不安



こま
困っているけれど、
どこに相談に行ったら
いいかわからない

ふあん しんぱい そうだんしえんいん
あなたの不安や心配ごとを相談支援員が
いっしょ かんが かいけつ てっだ
一緒に考え、解決のお手伝いします！

でんわ
まずはお電話で
お問い合わせ下さい。

ちよくせつ まどぐち こ そうだん かのう
直接、窓口に来られての相談も可能です。

おおさかしせいかつこんきょうし・じりつしえんじぎょう
大阪市生活困窮者自立支援事業
せいがつじりつそうだんまどぐち
生活自立相談窓口

TEL:06-6195-7851 FAX:06-6195-7852

じやうしょ おおさかしよどぎわくじやうそうしがい よどぎわくやくしよない かい
住 所：大阪市淀川区十三東 2-3-3 (淀川区役所内 3 階)

うけつけひ げつ きん うけつけじかん
受付日：月～金 受付時間：9:00～17:30

きゅうぎょうひ と にち しやくじつ げつ にち げつ にち
休業日：土・日・祝日・12月29日～1月3日

E-mail: yjiritsushien@lime.ocn.ne.jp

予約優先

相談から自立まで継続して支援します

— 自立相談支援事業の流れ —

相談者の声を聞きながら、相談者と相談支援員が一緒になって自立のために取り組んでいきます。

相談の流れ

① 一人で悩まずに困っていることを何でも話してください

- ・来所または電話でご相談ください。
(来所が難しい場合はまず電話でご連絡ください)

- ・就労や家庭、心身の問題など抱えている問題を相談員がお伺いします。
- ・窓口に来られない場合には相談員が訪問することもできます。



② 相談内容から適切な対応を判断します

- ・相談の内容によって、自立相談支援で対応するか、他の適切な対応機関へつなげるかを判断します。
- ・他の機関へつなげる場合にも同行支援など確実につなげるよう支援を行います。



④ 相談者と一緒に自立への計画を立てます。

- ・相談者の希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン案を考えます。
- ・プラン案の作成は相談支援員だけでなく、相談者本人と一緒に作成します。
- ・相談者本人と相談支援員が協働で作成したプラン案について、適切かどうかを支援調整会議で協議し、最終的にどのような支援を行うかを決定します。



③ 必要な支援が計画的に提供できるように課題を分析します

- ・相談者本人だけでなく世帯やそれを取り巻く状況、問題の背景などについて、相談支援員と相談者本人が協働で理解を深めます。
- ・相談者の抱えているさまざまな課題を包括的に把握して、分析・評価し、解決のための支援を探ります。



⑤ 自立への目標と一緒に取り組みます

- ・決定したプランに基づいて支援サービスが提供されます。
- ・相談者の必要に応じた支援が提供できるように、地域のさまざまな関連機関が連携して支援を提供します。
- ・目標に向けて支援が行われているかを定期的に把握し、必要に応じて調整を行います。



自立した生活を達成



生活自立相談窓口

一人で悩む前にまずはご相談ください。